

さがん電話・さがんFAX利用規約

(趣旨)

第1条 この利用規約（以下、「本規約」という。）は、佐賀市（以下、「市」という。）が提供する情報配信サービスである、さがん電話及びさがんFAX（以下、「本サービス」という。）を利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 本規約は、本サービスを利用する者（以下、「利用者」という。）及び市に適用するものとする。

(定義)

第3条 本規約における主な用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「さがん電話」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、市が発する自主避難所開放、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の情報（以下、「避難情報」という。）並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために市が必要と判断したその他の情報（以下、「緊急情報」という。）について、利用者に対して自動音声の電話連絡で配信し、直近に配信した内容の聞き直しを可能とするサービス
- (2) 「さがんFAX」とは、災害時における避難情報及び緊急情報について、利用者に対してFAXで配信するサービス

(対象者)

第4条 本サービスの利用者は、佐賀市内に居住する者のうち、次の各号に定める事項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 75歳以上の高齢者のみ世帯の者
- (2) 障害者手帳等を所持する障がい者
- (3) 携帯電話、スマートフォンを持たない世帯の者
- (4) その他市長が防災上必要と認める者

(利用登録)

第5条 本サービスの利用を希望する者は、第3条に定めるいずれかのサービスを選択し、さがん電話・さがんFAX利用申込書（以下、「申込書」という。）を市へ提出する。

2 市は、提出された申込書に基づき登録処理を行った後、試験配信を実施し、正常に配信が行われたことをもって登録完了とする。

(利用変更及び配信停止)

第6条 利用者は、本サービスの登録内容に変更が生じた場合や本サービスの配信停止を希望する場合は、市へ連絡する。

(配信情報)

第7条 市は、次の各号に定める情報を本サービスで配信することができる。

- (1) 災害時における利用者の居住地域に発した避難情報

(2) 緊急情報

(配信時間)

第8条 市は、時間帯に関わらず本サービスの配信を行うことができ、利用者が配信時間帯を指定することはできない。

(費用負担)

第9条 本サービスの登録料、利用料及び電話通信料は無料とする。ただし、機器類の整備や維持管理に係る経費等は利用者負担とする。

(利用の準備)

第10条 本サービスの利用者は、自己の責任と負担において、次の各号の条件を満たさなければならず、次の各号を満たさないことにより本サービスを利用できないことについて、市は何ら責任を負わない。

(1) 本サービスを利用するために必要な機器の整備

(2) さがんFAXを利用する場合、FAXを受信するための必要な消耗品の整備

(利用上の注意事項)

第11条 利用者は、次の各号に定める注意事項を承知した上で利用する。

(1) 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではない。

(2) 市は、通信回線の負荷状況等の影響で本サービスの配信が遅れた場合または配信ができない場合において、当該配信の再配信を行わないことがある。

(3) 利用者が本規約に違反した場合または違反行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、市は利用者に通知することなく、配信停止等の措置をとることができる。

(個人情報)

第12条 市は、登録された個人情報を本サービスの配信のみに使用し、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理する。

(損害賠償)

第13条 利用者が本規約に違反し、市及び第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第14条 利用者は、次の各号に定める免責事項を承諾した上で利用する。

(1) 市は、本サービスの配信内容の完全性、正確性及び有用性等について、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証責任も負わない。

(2) 市は、配信等の内容若しくは使用に関わる損害の責任(直接的損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益、情報システム上のプログラム及びデータ損失等の無体物の損害を含むいかなる損害に対する責任)を負わない。

(3) 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、その責任は全て利用者が負うものとし、市はその責任を負わない。

(禁止事項)

第15条 本サービスから配信した情報の複製、転載、改変及び出版等の二次利用を禁ずる。

(規約変更)

第 16 条 市は、事前の通知なく、本規約を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾する。

2 本規約が変更された場合は、変更後の内容を直ちに適用する。

附 則

本規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。